

熊本県公報

第 1 1 6 1 5 号
平成 19 年 10 月 26 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高齢者支援総室) 1
○道路位置指定	(建築課) 1
○"	(") 1
○団体営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 2
○建設業法第 29 条の 2 に基づく監督処分	(監理課) 2
○開発行為工事完了	(建築課) 2
登 載 依 頼	
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等 の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 3

告 示

熊本県告示第 912 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。
平成 19 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
メディカルケアセンターファイン 熊本市三郎一丁目 12 番 25 号	医療法人社団大浦会	平成 19 年 11 月 1 日

公 告

熊本県公告第 868 号
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 19 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市岩崎 1011 番地 7
- 2 築造者の氏名 有限会社信栄不動産
- 3 道路の位置 玉名市築地字兎町 1628 番 4、同 1628 番 5、同 1631 番 3 及び同 1632 番 4
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 46.38 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 10 月 11 日
- 7 指定番号 玉名景建第 44 号

熊本県公告第 869 号
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 19 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土市浦田町 51 番地
- 2 築造者の氏名 宇土市
- 3 道路の位置 宇土市南段原町字南 59 番 3、同 66 番 3、同 66 番 4、同 67 番 5、同 159 番 2、同 164 番 8 及び里道並びに水路の一部

- 4 道路の幅員 7.43 メートルから 7.56 メートルまで
- 5 道路の延長 76.89 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 9 月 18 日
- 7 指定番号 宇城景建第 38 号

熊本県公告第 870 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事 業 名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	賤の女	平成 16 年 12 月 3 日	平成 19 年 2 月 20 日	上天草市

熊本県公告第 871 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 19 年 10 月 16 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社西田工務店
球磨郡あさぎり町岡原南 390
代表取締役 西田 裕二
熊本県知事許可（般-17）第 03370 号
 - (2) 有限会社宮守組
上益城郡益城町安永 559-6
代表取締役 宮守 統
熊本県知事許可（特-17）第 02716 号
 - (3) 株式会社エコロ
熊本市新南部 4-7-38 OM ビル 501
代表取締役 境 徳子
熊本県知事許可（般-15）第 15590 号
 - (4) 長澤工務店
熊本市下南部 2-20-2
代表者 長澤 慶一
熊本県知事許可（般-15）第 15680 号
 - (5) 北斗企画工業有限会社
熊本市清水本町 22-30
代表取締役 光永 典信
熊本県知事許可（般-15）第 13476 号
- 3 処分の内容
建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 19 年 8 月 29 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当すると認められる。
- 5 教示
この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。）。
行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となる。）、処分の取消の訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

熊本県公告第 872 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字佃 2425 番 2 の一部
480.12 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市福原 2425 番地 3
宮崎 純一

登 載 依 頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 30 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表合志市の項機関名の欄中「図書館」を削り、同項職名の欄中「室長」を「室長 審議員」に改め、「館長（常勤の者に限る。）」を削り、同表城南町の項中

町長部局	課長
------	----

町長部局（会計課を含む。）	会計管理者 課長
---------------	----------

同表富合町の項職名の欄中「政策審議員」を「会計管理者 政策審議員」に改め、同表南関町の項中

町長部局	本庁（会計課を含む。）	課長 審議員
------	-------------	--------

町長部局	本庁（会計課を含む。）	課長 会計管理者 審議員
------	-------------	--------------

同表長洲町の項機関名の欄中「本庁」を「本庁（会計課を含む。）」に改め、同項職名の欄中「課長 総務課長補佐 行政係長 人事秘書係長」を「会計管理者 課長 総務課長補佐」に改め、同表大津町の項職名の欄中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表菊陽町の項職名の欄中「部長」を「会計管理者 部長」に、「人事係長」を「人事秘書係長」に改め、同表南小国町の項職名の欄中「課長」を「会計管理者 課長 室長」に改め、同表小国町の項中

町長部局	本庁（収入役室を含む。） 老人ホーム	行政経営局長 課長 チームリーダー 施設長
------	-----------------------	--------------------------

町長部局	本庁（会計管理室を含む。） 隣保館 老人ホーム	会計管理者 課長 室長 係長 事務長 施設長
------	-------------------------------	------------------------------

同項職名の欄中「局長 チームリーダー」を「局長 係長」に改め、同表産山村の項機関名の欄中「本庁」を「本庁（会計室を含む。）」に改め、同項職名の欄中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表高森町の項中

議会事務局	局長 次長	
町長部局	本庁（収入役室を含む。） 出張所	課長 室長 審議員 課長補佐 所長
教育委員会	事務局	教育長 局長 次長

議会事務局		局長	に改め、
町長部局	本庁（会計課を含む。）	会計管理者 課長 課長補佐 総務係長 財政係長	
教育委員会	事務局	教育長 局長	

同表嘉島町の項職名の欄中「課長 室長」を「総括審議員 課長 室長 首席審議員」に、「課長 審議員」を「総括審議員 課長 首席審議員 審議員」に改め、同表甲佐町の項機関名の欄中「本庁」を「本庁（会計課を含む。）」に改め、同項職名の欄中「課長 審議員」を「会計管理者 課長 審議員」に改め、同表氷川町の項職名の欄中「部長」を削り、「局長 課長」を「課長」に改め、同表芦北町の項機関名の欄中「収入役室」を「会計室」に改め、同項職名の欄中「政策審議員」を「会計管理者 政策審議員」に、「秘書係長」を「秘書広報係長」に改め、同表錦町の項職名の欄中「課長 室長」を「会計管理者 課長 室長」に改め、同表あさぎり町の項職名の欄中「課長 室長」を「会計管理者 課長 室長」に改め、同表多良木町の項機関名の欄中「会計課」を「会計室」に改め、「保育所」、「多良木学園」及び「給食センター」を削り、同項職名の欄中「課長 総務課主幹（総務係の業務を担当する主幹に限る。）」を「会計管理者 課長 室長 総務課主幹（総務係の業務を担当する主幹に限る。）」に改め、「所長」、「園長」及び「事務長」を削り、同表湯前町の項中

町長部局		課長	を
教育委員会	事務局 中学校	教育長 課長 校長 教頭	
町長部局（会計室を含む。）		会計管理者 課長 室長	に改め、
教育委員会	事務局	教育長 課長	
	学校給食共同調理場 中学校	場長 校長 教頭	

同表五木村の項中

村長部局	本庁（会計室を含む。）	課長 課長補佐	を
村長部局	本庁（会計室を含む。）	会計管理者 課長 課長補佐	に改める。

別表一部事務組合の表山鹿植木広域行政事務組合の項職名の欄中「局長」を「会計管理者 局長」に改め、同表菊池環境保全組合の項職名の欄中「事務局長」を「会計管理者 事務局長」に改め、同表阿蘇広域行政事務組合の項職名の欄中「局長」を「会計管理者 局長」に改め、同表御船地区衛生施設組合の項職名の欄中「事務局長」を「会計管理者 事務局長」に改め、同表八代広域行政事務組合の項職名の欄中「局長」を「会計管理者 局長」に改め、同表水俣芦北広域行政事務組合の項職名の欄中「局長」を「会計管理者 局長」に改める。

別表広域連合の表天草広域連合の項職名の欄中「局長」を「会計管理者 局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。